

令和2年度やまがた産業技術振興基金による助成金交付要綱（研究開発支援事業）

制定 20200310産技振第284号
改正 20200622産技振第 77号
改正 20210308産技振第308号
改正 20210628産技振第 81号

（目的）

第1条 公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下「機構」という。）は、県内中小企業等が、山形県の強みであるものづくりの基盤技術や多種多様な地域資源を活用して取り組む新製品の開発、新規市場の創出及び新事業の展開を促進するための研究開発、試作等の取り組みに対し、予算の範囲内において、やまがた産業技術振興基金による助成金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

（助成対象事業及び経費）

第2条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び助成対象者は、別表1に定めるものとし、助成対象事業に要する経費（以下「助成対象経費」という。）は当該事業を行うために必要な経費であって別表2に掲げるものとする。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、別表1に定める金額とする（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次の書類を機構に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成事業実施スケジュール（様式第2号）
- (3) 助成事業者の概要（様式第3号）
- (4) 経営状況表（様式第4号）
- (5) 誓約書（様式第5号）
- (6) その他機構が必要と認める書類

（審査及び交付決定）

第5条 助成対象事業及び助成金額は、前項の交付申請に係る内容を関係機関及び有識者等で構成する助成事業審査委員会に諮り、採択基準を総合的に勘案して決定する。また、機構はその審査結果及び助成金交付決定の旨を、当該事業の交付申請者（以下「助成事業者」という。）

に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定にあたり、機構は、助成金の交付申請の内容を修正して、又は、必要な条件を付して助成事業者に通知することができる。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、原則として、前条の交付の決定のあった日から令和3年7月31日までとする。ただし、第9条第2項の規定に基づき助成事業期間の延長の承認を受けたときは、延長後の助成事業期間を助成対象期間とする。

(交付決定の除外要件)

第7条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうちに前2号のいずれかに該当する者のあるもの

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、第5条の通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに機構に文書で申し出ることにより、申請を取下げることができる。

- 2 前項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更等の申請)

第9条 助成事業者は、交付決定を受けた事業計画について、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更承認申請書（様式第6号。以下「変更承認申請書」という。）を提出し、機構の承認を受けなければならない。

- (1) 別表2に掲げる助成対象経費の経費区分ごとの配分の変更（助成対象経費総額の2割以内の増減を除く。）をしようとするとき。
 - (2) 助成対象事業の内容の変更（助成対象事業の遂行に影響しない程度の事業計画の細部の変更を除く。）をしようとするとき。
- 2 助成事業者は、第6条の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響として次の各号のいずれかに該当し、かつ、交付決定を受けた事業計画に定める助成事業期間について、同条に定める期間を超えて延長する必要があるときは、変更承認申請書を提出し、機構の

承認を受けなければならない。ただし、延長期間は、令和3年10月31日を超えることはできない。

(1) 助成対象事業の従事者（連携機関の助成対象事業の従事者を含む。）が、新型コロナウイルス感染症対策として、療養、自宅待機または当該従事者の家族の世話等のための休暇取得をしたことにより、当初の助成事業期間での事業完了が困難なとき。

(2) 助成対象事業の実施場所（連携機関の助成対象事業の実施場所を含む。）が、新型コロナウイルス感染症対策として休業等で使用することができなかつたことにより、当初の助成事業期間での事業完了が困難なとき。

(3) 前2号の他、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものとして機構が特に認めるとき。

3 助成事業者は、助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（様式第7号）を提出し、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 助成事業者は、令和3年1月31日現在の助成対象事業の遂行及び収支の状況について、令和3年2月28日までに、次の書類により機構に報告しなければならない。

(1) 状況報告書（様式第8号）

(2) その他機構が必要と認める書類

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成対象事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）した日から起算して30日を経過した日、又は令和3年8月20日のいずれか早い日までに、次の書類により事業の実績を機構に報告しなければならない。ただし、9条第2項の規定に基づき助成事業期間の延長の承認を受けたときの報告期限は、助成対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日までとする。

(1) 実績報告書（様式第9号）

(2) その他機構が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 機構は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて助成対象事業の実施された場所における現地調査等を行ったうえで、助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第13条 前条により助成金の額を確定した場合、機構は、助成事業者からの請求（様式第10号）により、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の経理等)

第14条 助成事業者は、助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、令和8年3月31日まで保存しなければならない。

(知的財産の帰属)

第15条 助成対象事業を実施したことにより発生した知的財産権は、助成事業者に帰属する。

(交付決定の取消し)

第16条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 助成事業者が第7条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 助成事業者が助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成対象事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、助成対象事業について、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第17条 機構は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(財産の管理)

第18条 助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第11号）を備え管理しなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に前項に定める取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供すること（以下「処分」という。）を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜き）の機械、器具、備品及びその他財産とする。

- 2 財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とする。

- 3 助成事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分するときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式第12号）を機構に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、前項の処分により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。

（事業化状況報告）

第20条 助成事業者は、助成対象事業の完了した日から令和8年3月31日までの間、毎年3月31日現在の当該事業に係る事業化状況を同年5月31日までに、事業化状況報告書（様式第13号）により機構に報告しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第21条 助成事業者は、助成対象事業に基づき、発明、考案等に関して産業財産権等を第5条の交付の決定のあった日から令和8年3月31日までの間に出願若しくは取得した場合には、遅滞なく、産業財産権等取得等報告書（様式第14号）を機構に届け出なければならない。

（検査調査等）

第22条 助成対象事業の実施中、又は完了後において、機構が事業の適正な執行及び事業の成果の検証のために必要な調査を実施しようとするときは、助成事業者は、その調査に協力しなければならない。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和2年度に交付決定を受ける助成金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

別表1 (対象事業)

事業内容	新たな技術等の開発や地域の資源等を活用した新製品開発など、新規市場の創出や新事業展開のための研究開発に取り組む事業
助成対象者	山形県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者、NPO法人、有限責任事業組合及び山形県内で創業する起業家並びにそれらを含むグループ
実施主体への助成率	1 / 2 以内
実施主体への助成上限額	5,000千円 (林工連携、雪対策に取り組む事業は6,000千円)

別表2 (助成対象経費) ※租税の額は、助成対象経費に含めない。

助成対象経費	
経費区分	経費の内容
謝金	講師、外部専門家等への謝金及び技術指導受入費
旅費	講師、外部専門家等への旅費及び職員旅費
物品費	機械装置・工具器具費、原材料・消耗品費、資料購入費
事業費	外注・委託費(※)、試験・分析費、共同研究費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、広報宣伝費、会場設営運営費、翻訳料、産業財産権導入費、機器借上料 (※) 外注・委託費は助成対象経費総額の1 / 2を上限。